

日本原子力学会 標準委員会 基盤応用・廃炉技術専門部会
第 70 回廃止措置分科会 (R3SC) 議事録

1. 日時 2021 年 10 月 21 日 (木) 13:00-15:00
2. 場所: Web 会議 (Webex)
3. 出席者: 岡本主査, 松原福主査, 田中幹事, 青井, 生駒, 工藤, 黒川, 小山, 佐藤, 田村, 仲田, 西村, 深田, 堀川, 見上, 目黒, 平野 (山本代理)
(欠席: 石原, 鳥居, 中村) (敬称略)

4. 配布資料

R3SC-70 議事次第

R3SC-70-1 人事案件

R3SC-70-2 第 69 回廃止措置分科会議事録 (案)

R3SC-70-3-1 “原子力施設の廃止措置の基本安全基準: 20XX” 本報告について

R3SC-70-3-2 “原子力施設の廃止措置の基本安全基準: 20XX” 完本 (案)

R3SC-70-4-1 “発電用原子炉施設の廃止措置計画策定基準: 20XX” 本報告について

R3SC-70-4-2 “発電用原子炉施設の廃止措置計画の策定基準: 20XX” 完本 (案)

R3SC-70-5-1_廃止措置安全評価基準審議概要(第 70 回)

R3SC-70-5-2_廃止措置安全評価基準案_完本版

R3SC-70-5-3_安全評価基準新旧対比表(第 70 回分科会用)

R3SC-70-5-4_安全評価基準第 85 回標準委員会意見募集コメント対応表

5. 議事

(1) 出席者/資料確認

16/22名の出席により分科会成立

(2) 【審議】人事案件

R3SC-70-1 で常時参加者の登録解除の報告, 新規登録の承認が下記のとおり行われた。

常時参加者登録解除: 三菱電機 路次氏

常時参加者新規登録: 三菱電機 池田氏 (承認)

(3) 【審議】前回議事録確認

前回議事録が R3SC-70-2 のとおり承認された。

(4) 【審議】「原子炉施設の廃止措置の基本安全基準: 20XX」の本報告について

- ① R3SC-70-3-1 に沿って基本安全基準(案)の専門部会/標準委員会への本報告用資料の説明があった。
- ② 本報告に向けて分科会委員レビューを受け、エディトリアルな内容に対して反映を行った。
- ③ 本報告用資料の構成に関して次のコメントがあった。
 - ・ 2章の2~4項は制定の背景ではないこと、後段の説明と重複することから削除する。
 - ・ 2章の(3/3)の“基本安全基準の位置付け”は3章にまとめた方がよい。
 - ・ IAEAの安全基準体系と廃止措置標準の体系の比較図において、インベントリ評価指針などはSRSではなくSSGに該当するので矢印の位置を修正する。
- ④ 本日の基準(案)をもって、専門部会及び標準委員会の本報告に移行することが決議され

た。

(5) 【審議】「発電用原子炉施設の廃止措置計画の策定基準：20XX」の本報告について

- ① R3SC-70-4-1に沿って、廃止措置計画策定基準(案)の専門部会／標準委員会への本報告用資料の説明があった。
- ② 本報告に向けて分科会委員レビューを受け、エディトリアルな内容に対して反映を行った。
- ③ 本報告用資料の構成に関して次のコメントがあった。
 - ・ 制定の背景に関して、基本安全基準(案)のコメントと同じ修正を行う。
 - ・ 2章の(3/4)は基本安全基準の位置付け → 計画策定基準の位置付けとする。
 - ・ 3章の計画書への記載事項について、指針名称ではなく、記載項目をリストアップすること。
- ④ 本日の基準(案)をもって、専門部会及び標準委員会の本報告に移行することが決議された。

(6) 【報告/審議】「発電用原子炉施設の廃止措置計画における安全評価基準：20XX」

標準委員会での中間報告意見募集結果

R3SC-70-5-1に沿って、安全評価基準(案)についての第85回標準委員会意見募集コメント反映案、標準委員会席上コメント反映案、第66回廃止措置分科会における課題事項の修正案の説明を行った。

- ① コメント反映案に会するコメント及び審議結果は以下のとおり。

＜指摘 1＞

- ・ グレーデッドアプローチの説明に関しては、基本安全原則SF-1を参照すること。
- ・ グレーデッドアプローチに関する規制庁の解釈は間違っている。「リスクの大きな施設の規制を適用し、その上で規制を緩和する」というのはグレーデッドアプローチではない。「リスクの少ない施設に対応した規制を行う」ことがグレーデッドアプローチであり、これは規制緩和ではない。“グレーデッドアプローチとは”（岡本孝司）を参照して説明すること。
- ・ グレーデッドアプローチと等級別扱い、等級別アプローチは用語を統一すること。
- ・ 解説で説明することにより。

＜指摘 2＞

- ・ 附属書Aの10μSv/yは重要度ランクを判定する基準であり、原災法の5μSv/hは状態継続／拡大に対する危険性を判断する基準である。それぞれ目的が違い、同じ土俵で考えるものではない。
- ・ 提案の回答案でもよいが、深層防護の3層と5章の判断を一緒にすべきではないことを説明に入れてはどうか。

＜指摘 3、5＞議論なし。

＜指摘 4＞

- ・ 対応案が指摘 3と同じになっているので、“「・・・規定の一部ではない」に統一する”に修正する。

＜重要度ランクと安全確保対策への要求の記載見直し＞

- ・ 放射線管理設備などのように、それ自身にリスクはないが維持管理が必要な設備、放射能を保有するがそれ自身に維持管理を要求しない設備もあり、維持管理の要求、維持管理レベルの設定は事業者が行うことを記載する。
- ・ あくまでも例示としての表現とすること。断定しすぎかもしれない。
- ・ 重要度ランクと維持管理は1対1にならない。
- ・ 回答の欄で“300μSv/yを超えると規制上で許容できない”としているが断言できるか。

- ② 11/5の専門部会において、今回の席上コメントを反映したコメント反映案を説明することが決議された。

- ③ 今回の席上コメントを反映した完本版に対して本報告に移行するための書面投票を11/8～12/7に行うことが決議された。

(7) その他

- ① 11/5 第 52 回 基盤応用・廃炉技術専門部会

- ・基本安全基準、計画策定基準：本報告、安全評価基準：コメント回答
- ② 11/8-12/7 本報告に移行することの分科会書面投票
- ③ 11/10 原子力安全検討会
 - ・基本安全基準、計画策定基準、安全評価基準：意見聴取
- ④ 12月 第86回標準委員会
 - ・基本安全基準、計画策定基準：本報告、
- ・安全評価基準：コメント回答、本報告への移行決

以上